

特命随意契約理由書

件名	区民参加型モニタリング調査実施支援業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が策定した生物多様性地域戦略（ちよだ生物多様性推進プラン）の事業を推進するため、区民参加型モニタリング調査の実施支援をおこなう。区民等参加者は区内で発見した生きものを、株式会社バイオームが開発したいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」を用いて報告する。区はモニタリング調査の結果をホームページ等で公表する。
選定理由	<p>株式会社バイオームが提供するいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」には、独自のアルゴリズムによる生物種名同定 AI（特許第 6590417 号）が実装されており、専門的な知識がない利用者でも手軽に生物観察を行うことができる。さらに、アプリには菌類・地衣類以外の全ての分類群の生物情報が収録されており、その種数は約 10 万種に及ぶ。これは外来種や飼育展示個体含む日本国内の生物種のほぼすべてを網羅する種数であり、国内では類を見ない規模のデータベースと言える。もちろん、千代田区内で確認される生物種も十分に網羅出来ている。</p> <p>加えて、「Biome」にはクエスト機能や SNS 機能が実装されており、ゲーミフィケーションや心理的インセンティブを活用した構成によって他のサービスに比べて恒常的で活発なユーザーコミュニティが醸成されている。また、アプリは App Store と Google Play から無料でダウンロードでき、利用においても課金要素が無く、アプリ内の広告表示もないことから子供やお年寄りでも安心して利用できる。こうした点から、本業務の遂行に資するアプリケーションは「Biome」のみであると言える。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能となる下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社バイオーム</p> <p>住 所 京都府京都市下京区中堂寺南町 134 番地 ASTEM ビル 8 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日

※ 契約金額	4,331,800	円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
担当課	環境まちづくり部 環境政策課	
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

148

件名	区有施設アスベスト事前及び分析調査業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区有施設の改修工事に向け、アスベストに係る事前調査、及び分析調査を行う。また、アスベストに関してアドバイスを行う。
選定理由	当案件について、令和6年3月6日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格以内での応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社環境管理センター 技術センター 住所 東京都八王子市下恩方町323番地1号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	^{19,644,625} ※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区有施設における清掃工場発電余剰電力接続供給業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	清掃工場の排熱を利用して発電したCO ₂ 排出量の少ない電力の供給を受ける。
選定理由	<p>下記事業者は、清掃工場でのごみ焼却時の排熱から発電した余剰電力の販売等を目的に、東京23区清掃一部事務組合等の出資により平成18年10月24日に設立され、23区内の公共施設等へCO₂排出量の少ない電気を廉価で提供している。</p> <p>また、「千代田区における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達の推進に関する方針」第6条第1号に基づき、清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を有効利用した電力による調達をすべき場合には、下記事業者から電力を調達する。</p> <p>以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東京エコサービス株式会社</p> <p>住所：東京都港区浜松町一丁目10番17号</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	<p>140,517,200円（消費税を含む）</p> <p>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども施設課、九段中等教育学校、千代田清掃事務所、道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立学校施設の施設管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	5
概要	旧今川中学校・旧九段中学校・九段小学校・番町小学校・神田一橋中学校における、夜間・休日の学校施設の目的外使用時の受付対応ほか、施設管理業務等
選定理由	<p>本件は、区立学校施設内における施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務を行うものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	105,228,035 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	小学校学童交通安全指導及び来訪者受付業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工 事物品：物品・ 委託 ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立小学校及び区立児童館、児童センター等の登校時・下校時における安全確保並びに区立小学校来訪者の受付業務
選定理由	<p>本業務は、区立小学校児童の登校時・下校時における横断歩道での安全確保及び区立小学校の来訪者の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所：千代田区九段南一丁目 6 番 10 号かがやきプラザ 4 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	105,228,035 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区有施設等受付管理業務（リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務）
種類	<p>工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・<u>委託</u>、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選定理由	<p>本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南一丁目 6 番 1 0 号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,313,920 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

480

件名	一番町集会室及び麴町集会室管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	一番町集会室及び麴町集会室の鍵の開閉、機械警備の設定解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選定理由	<p>本件は、一番町集会室及び麴町集会室内における管理業務を円滑に行うため、一番町集会室及び麴町集会室管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 東京都千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">6,155,996</p> <p>※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	地域振興部 麴町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

480

件名	神田公園区民館・内神田集会室受付業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田公園区民館・内神田集会室の鍵の開閉、利用承認書の確認、忘れ物の管理等の集会室管理
選定理由	<p>本業務は、神田公園区民館・内神田集会室の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">3,353,011</p> <p>※<u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	神田公園出張所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	休日応急診療所案内業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	休日応急診療所の診療業務時間における千代田保健所の開所及び閉所業務、利用者への案内等の業務
選定理由	<p>本件は、千代田保健所（以下「本所」という。）内における休日応急診療所の業務を円滑に行うため、有人警備による本所の開所と閉所、診療所開設時間内の案内業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南一丁目6番10号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,487,984 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子ども発達センター入館業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	子ども発達センターを利用する未就学児童や乳幼児を連れた保護者の来館が集中する時間帯に、自転車の駐輪や6階への案内等、入館対応を業務委託にて実施する。
選定理由	本業務は、神田さくら館（児童・家庭支援センター）内における子ども発達センターの業務を円滑に行うため、事業者に入館業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項にもとづき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	478,632 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

480

件名	再生自転車販売業務
種類	物品：委託
概要	① 再生自転車の搬入補助業務 ② 再生自転車販売業務 ③ 再生自転車販売実績報告
選定理由	本件は、リサイクルセンター鎌倉橋内において、再生自転車販売業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	206,976 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立仮住宅申告書対応に係る改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	住宅管理システム「住まいる8」において区立仮住宅の収入申告書 を出力し、家賃計算を実施するにあたり、必要なシステム改修を実施 する
選定理由	本業務は、既存の電算システムの改修であるため同一開発者以外の 者にプログラムの増設・追加等を履行させると既存の電算システムの 運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、本システムの開発者である下記業者を契約の相 手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,190,450 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和6年5月31日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立小学校学力達成度調査の問題作成及び集計分析業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立小学校4～6学年国語・社会・算数・理科及び生活実態調査の学力達成度調査を実施する。
選定理由	学力を全国等と比較したり、生活実態を調査するために本事業を行う。その際には、身近な地域についての学習に関する問題として千代田区独自の問題なども盛り込む必要がある。 また、学力等は過去の結果と比較し指導に生かしていく必要がある。そして、学力達成度調査での個々の結果を反映したカリキュラムもデジタルドリルへ連携する必要がある。 上記3点を達成することができるのは、下記事業者のみである。 よって、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部 住所 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	4,805,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日～令和6年9月1日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	小中学校・保育園のガス冷暖房機の保守点検
選定理由	1.各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2.本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東京瓦斯株式会社 企画部 住所 東京都港区海岸一丁目5番20号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,129,380 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

463

件名	区立小中学校 ICT 学校教育システムのサポート・保守業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	小学校・中学校における「ICT 教育システム・校務システム」をより効果的に活用していくために、現行のシステム全般を見直し、ICT 学校教育システムとして再構築する。それにより情報教育、教科指導における ICT 活用、校務の情報化をより一層推進する。
選定理由	1. プロポーザル年度 (令和3年3月17日付2千子指導発第999号、令和3年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4号 3. 継続年数 3年 継続4年目であり、令和4年度の業務成績は良好であるため令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 営業部 所在地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 日
※ 契約金額	500,976,520 ※ 税別 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

469

件名	区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立保育園・こども園・幼稚園への園内業務支援システムの導入により、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、より保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図るため、構築及び運用保守業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年8月9日付4千子支発0541号 令和4年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条第1号 3 継続年数 3年 4 評価 業務成績は良好なため令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：日本ソフト開発株式会社 所在地：滋賀県米原市米原西23番地
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2428,800 円
委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども部子ども支援課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

155

件名	区立麴町仮住宅建物保守管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立麴町仮住宅の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 村本ビルテクノ株式会社 関東事業部 住所 東京都千代田区二番町3番4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,345,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	建築行政共用データベースシステムの運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築行政共用データベースシステム（以下、「共用DB」という。）は、 ■台帳登録閲覧■通知・報告配信■建築士・事務所登録閲覧■法令・大臣認定データベース■建築行政地図情報のサブシステムから構成された建築物のストック情報を総合的に管理するシステムである。区は、共用DBを活用して建築審査事務を行っている。本業務は、このシステムを最新・最適な環境に維持保守を行う業務である。
選定理由	平成27年度に導入した共用DBは、下記事業者が開発したプログラムであり、このシステムの維持管理は、既設システムと密接不可欠の関係にある。他者では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人建築行政情報センター 住所 東京都新宿区神楽坂1-15
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	2,076,250 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

207

件名	建築設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づき、建築設備定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行う。
選定理由	<p>昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の建築設備定期検査報告にあたって、昭和 48 年 1 月に、財団法人 日本建築設備安全センター（現一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている。</p> <p>予備審査のデータ管理等について、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが全国に存在するが、すべての条件を満たすものが都内で 1 者に特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター</p> <p>住 所 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル 2 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,924,223 円 (消費税を含む) ※総単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	戸籍情報総合システムに係る保守業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	戸籍情報総合システムを常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選定理由	<p>本システムの導入については、千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会において、日立製作所がシステム開発保守業者として選定された（平成10年8月7日付千地戸発第176号）。本システム関連の業務は、日立製作所のグループ企業の下記業者が担当している。</p> <p>本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>令和5年度までの業務成績は良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>住所 東京都品川区大崎1-2-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,322,680 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

202

件名	公共の場所における喫煙行為、禁止行為への注意・指導業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 路上禁煙地区内で喫煙行為を行った者への注意・指導 2 喫煙者の近隣喫煙所への案内・誘導 3 1を履行した数の集計（毎時） 4 その他配置場所周辺で禁止行為を行った者への注意・指導 5 1から4の業務に支障のない範囲での指定配置場所における吸殻の回収 6 1から4の業務に支障のない範囲での区が指示する配置場所での人数集計調査 7 区職員及び生活環境改善指導員の業務補助
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年2月3日付4千地安生発第205号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3 継続年数 2年 4 評価 良好な業務成績のため <p>継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 シンテイ警備株式会社</p> <p>住所 東京都中央区新富一丁目8番8号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	182,875,110 ※従価率の契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

299

件名	公共料金一括支払に係る口座振替事務業務
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	公共料金一括支払に係る口座振替事務を委託する。
選定理由	<p>公共料金を一括して支払うことを目的に、令和3年度より口座振替払を導入した。その内容は、指定金融機関であるみずほ銀行に会計管理者の口座を開設し、全庁の公共料金に係る資金を公共料金支払基金から入金し、各企業に口座振替（自動引落し）により支払うものである。</p> <p>会計管理者の口座から口座振替を行うにあたっては、公共料金の支払情報の管理のために、公共料金のお客様番号ごとに口座振替指定口座番号を付番する必要がある。その業務を行えるのは、指定金融機関であり、令和3年度に口座を開設した下記業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社みずほ銀行 社会・産業基盤第一部</p> <p>住所 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,848,000 円 (消費税を含む) ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	会計室出納係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

497

件名	公金に係る収納データ作成等事務業務
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	住民税等区収納金に係る収納データのデータ記録作成等を業務委託する。
選定理由	<p>本業務は、区と「千代田区の公金収納及び支払に関する業務並びに預金に取扱い等に関する契約書」に関連して行う業務であるため、相手方が1者に特定されている。このため、区収納金を取りまとめる本業務を行えるのは、下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由より、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社みずほ銀行 公務事務部</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p>9513,363 円 (消費税を含む)</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	会計室出納係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

232

件名	公園等清掃作業及び広場等管理業務 (第710号)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	公園・児童遊園等をより快適に利用できるように清掃の充実を図るとともに小川広場等の管理業務を行う。
選定理由	<p>本件は、公園・児童遊園等の清掃並びに小川広場等の管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>社 名：公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所：千代田区九段南一丁目6番10号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	31,948,792 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	外濠公園総合グラウンド管理受付等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	外濠公園総合グラウンド管理受付等業務
選定理由	<p>本件は、外濠公園総合グラウンド内における利用受付・施設の清掃・管理運営等業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 東京都千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	14,622,898 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	広場管理及び清掃等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	広場の開閉場、設備の点検、利用者の見守り及び清掃等管理業務
選定理由	本件は、衆議院九段議員宿舍跡地を子どもの遊び場として使用するため、管理及び清掃業務を委託するものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に合致する業務であり、高齢者であっても容易に従事可能なものである。また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南 1-6-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	544,051 円（消費税を含む）
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	行政手続きナビゲーションの利用
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	行政手続きナビゲーションを利用する。
選定理由	<p>① 導入時期 令和4年1月7日</p> <p>② 継続年数 3年</p> <p>③ 評価 業務成績評価表より、良好</p> <p>本システムは、区民の利便性向上を目指し、利用者が自身に必要な手続き、申請窓口、持ち物等を事前にオンライン上で把握できるサービスの提供を目指し、令和4年に導入した。令和4年度以降、本システム上で様々な行政手続きを対象に本サービスを拡大しており、令和6年度も区民の利便性向上のため、安定的に本サービスを提供する必要がある。契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定され、下記事業者と利用契約をする必要がある。以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社グラフナー</p> <p>住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号</p>
※ 契約年月日	令和 6年 4月 1日
※ 契約金額	2,158,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件名	高速カラープリンターの賃借（再リース）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	文書印刷事務対応のため、高速カラープリンターを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期間を1年延長する。
選定理由	1 導入 令和2年度入札 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの長期継続契約、令和5年度末に契約満了に伴う再リース。 2 現在使用している機器は耐用枚数(1,000万枚)に達しておらず、賃借期間を1年延長しても使用に耐えられることが見込まれることから、再リース契約を締結する。 3 リース金額は、当初額の約3割であり、費用対効果の観点において妥当である。 上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター34階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	620,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	政策経営部 総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者の健康寿命延伸に資する事業検討に伴うデータ分析業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区の福祉施策に関連する情報と、KDB データ等の統計データを統合し、専門的な観点から分析を行うことで、高齢者の健康寿命延伸へ向けた効果的な事業検討へ繋げることを目的とする。
選定理由	<p>下記法人と当区は、令和4年度に、健康福祉に係る包括的連携に関する協定を締結しており、互いに有する資源（人的資源・知的資源・物的資源）を有効に活用し、健康福祉事業の充実及び学術的研究の発展並びに活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に連携を行っている。</p> <p>また、下記法人は、平成24年度以降、当区の介護予防把握事業の分析のみならず、他自治体の介護保険事業に係る研究も行っており、過去の実施結果・課題を蓄積している。本事業では、長年介護保険事業に関わってきた経過を踏まえた研究・分析を詳細に行うことが不可欠である。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター</p> <p>住所 東京都板橋区栄町35-2</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,995,850 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部 高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅰ）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ホームネット株式会社 住所 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オークタワー
※ 契約年月日	令和 年 月 日
※ 契約金額	701,712 円（消費税を含む） ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務(民間方式Ⅱ)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 住所 東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,078,780 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅳ）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和62年7月10日62千福高発第478号）第6条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を24時間体制で実施する。
選定理由	1. 本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 2. 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが数者存在するが、利用申込み事に全ての条件を満たすものが特定されるものである。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ALSOK あんしんケアサポート株式会社 住所 東京都大田区山王一丁目3番5号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,438,380 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

338

件名	高齢者食事支援サービス業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選 定 理 由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくとも区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行い、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら一つ一つの条件についてこれを満たすものは複数存在するが、近隣する区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 桜フーズ</p> <p>住 所 東京都文京区音羽一丁目25番10号 宮原ビル1F</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p style="text-align: center;">5,332,500</p> <p>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)</p>
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者相談・支援システム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選定理由	<p>1. 導入年度 平成24年度（平成25年3月開始）</p> <p>2. 継続年数 11年</p> <p>3. 評価 業務成績良好のため</p> <p>4. 本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会（平成23年9月2日付23千政第48号）で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成30年3月末に機器更改を実施した。本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	6,298,710 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者低栄養改善(栄養士訪問)業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者の健康寿命延伸のために、管理栄養士が低栄養のリスクが高い高齢者の居宅を訪問し、栄養相談等の継続的な支援を通じて、低栄養状態の改善を図る。
選定理由	<p>本事業の栄養指導の実施には、下記の条件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養指導の専門職である「管理栄養士」の資格を持つものが従事すること。 2. 同時に複数の高齢者の自宅への訪問が必要になっても管理栄養士の手配が可能なこと。 3. 区内全域への派遣ができること。 <p>上記条件のほか本事業の訪問対象者は複数の疾病を抱えている高齢者が多数であることから、栄養に関する知見のみならず、保健福祉全般に対する高い知見を有している在宅訪問管理栄養士が所属する団体が相応しい。また訪問対象者に対し継続的に訪問するため、不測の事態にも対応できるほど、豊富に管理栄養士が所属している団体である必要があるが、そのような団体は限定される。</p> <p>以上の理由により、上記条件をすべて満たす下記の団体を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人東京都栄養士会 ✓</p> <p>住所 東京都新宿区四谷3丁目9番地 慶和ビル3階 ✓</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 1,607,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 保険年金課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者訪問理美容サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	歩行困難な在宅高齢者に理容師・美容師を派遣し、理美容サービスを提供する。
選定理由	本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。 1 利用者数が少なくとも、区内全域への派遣ができること。 2 利用者が高齢者であることから、サービスの変更や担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除き避けること。 3 定期的な訪問により、利用者との信頼関係が構築できること。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす理美容組合者が特定される。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東京都美容生活衛生同業組合 神田支部介護事務局 住所 千代田区五番町5番地6 ビラカーサ五番町103号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	688,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 メフォス 住所 東京都港区赤坂 2-23-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	34,650,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

367

件名	麴町中学校総合管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町中学校の総合管理業務
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改定)に基づき、令和5年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和5年度の業務成績評価は良好なため、引き続きほぼ同条件で令和6年度に限り契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名称 株式会社栄代興業 千代田営業所 住所 千代田区神田三崎町2-12-9 水道橋伊藤ビル307号室
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	49,457,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

241

件 名	債権管理法律相談業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	自治体における債権管理について、法律問題や法律的知識が必要な事柄が生じた場合の法律相談を実施し適正な債権管理に向けて、職員の知識の醸成と事務能力の向上を図る。
選 定 理 由	<p>下記業者は、代表弁護士が東京弁護士会弁護士業務改革委員会の「自治体債権管理問題検討チーム」の座長を務めていたこともあり、所属弁護士含め自治体における債権管理に極めて精通している。</p> <p>また、特別区職員研修所主催の養成講座「自治体債権の管理・回収」や、当区の債権管理研修の講師を務めるなど実績があり、自治体における債権管理の実務を把握していることから、区職員からの債権管理に係る相談に対して適切な助言、指導ができる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>所在地：東京都千代田区神田小川町一丁目7番地</p> <p style="text-align: center;">小川町メセナビル8階</p> <p>名 称：マイスタット法律事務所</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	960,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	財務会計システム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	全庁LANに接続する全端末から財務会計システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成18年度(平成19年度開始) (平成18年7月7日付、18千政業発第58号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3. 継続 18年 4. 評価 良好のため 5. 再延長 令和4年12月15日「指名業者選定委員会」承認 6. 更新3回目、通算18年目であり、評価も良好なため継続により 下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 日本電子計算株式会社 住所 千代田区九段南1-3-1
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,599,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和6年10月31日
担当課	政策経営部情報システム課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

259

件名	財務書類作成支援・分析及び公会計業務支援システム保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が所有する公会計業務支援システム等を使用して作成する財務書類（一般会計等、全体、連結）の仕訳、数値などの確認と業務遂行に必要な資料作成及び助言を行うとともに、区が運用している公会計業務支援システムの保守等の必要な業務を行う。
選定理由	本業務の履行に当たっては、令和3年度に導入・実施した公会計業務支援システム及び標準ソフトウェアデータ移行業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、システム故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング 住所 品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア 15階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,992,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	政策経営部財政課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	三崎町中継所汚水処理施設保守点検業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	三崎町中継所の汚水処理施設（スクリーン・反応槽・汚泥貯槽・汚泥脱水機・薬液タンク・攪拌機・ブロワ・制御盤・汚水槽・中間受水槽・浮上分離装置）の保守点検業務。
選定理由	1. 当該汚水処理施設は、下記事業者が設計・施工した設備である。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、本施設の運転にあたっては、付近住民への健康被害や生活環境に係る被害が生じることがないように、排水の性状に適した管理が必要であり、汚水処理施設の構造・各装置の操作方法、全般の業務について熟知している必要がある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エス・エル東京支店 住 所 千代田区東神田2-10-17
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,235,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	産業コミュニティ形成支援業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区内のスタートアップや中小企業、金融機関や学校などのステークホルダー間における“新たな産業コミュニティ”の形成と相互交流を区が支援することで、そこにかかわる企業や人材が成長し、更なる地域の活力向上とにぎわいの創出、地域愛の醸成を目指す。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和5年度（5千地商観発第184号） 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第4号 3 継続年数 2年 4 評 価 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ツクリエ 住 所 千代田区神田猿樂町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	29,275,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

250

件名	史跡江戸城外堀跡に関する史料の調査・分析業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、区内の重要な史跡である江戸城外堀跡の歴史的変遷を明らかにするため、必要な歴史資料の基礎的な内容の確認及び調査・分析を行う。
選定理由	<p>本業務は、区内の重要な史跡である江戸城外堀跡に関して、各地に分散している歴史資料の情報を把握し、複製・複写によって収集した上で、それらの史料について調査・分析を行うものである。</p> <p>本業務は、区が設置している史跡の保存活用計画策定委員会（史跡常盤橋門跡及び史跡江戸城外堀跡）の委員である吉田ゆり子氏（東京外国語大学名誉教授）の指導を受け、下記大学の受託研究として行う。</p> <p>吉田氏は、文献史学（日本近世史）の専門家として長年区内の文化財保護に関する委員を務め、行政計画の策定に携わるなど、区の史跡への深い見識を有している。氏の指導のもとで本業務を実施することで、最も効率的かつ効果的に調査・分析を行うことができる。</p> <p>以上の理由により下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 国立大学法人東京外国語大学</p> <p>住 所 東京都府中市朝日町三丁目 11-1</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,814,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部文化振興課（文化財係）
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

370

件名	四番町図書館資料の保管業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	(仮称) 四番町公共施設整備により新四番町図書館が整備されるまでの期間、四番町図書館所蔵資料の保管を民間業者に委託する。
選 定 理 由	<p>下記業者は令和元年度の契約案件において、見積競争により保管業務を含む移転業務の委託業者として選定され、令和5年度まで引き続き資料の保管業務を担った事業者である。</p> <p>また、令和元年度から5年度までの資料の保管状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、保管施設の変更に伴う経費が新たに必要になることから、引き続き下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日本通運株式会社 関東甲信越ブロックロジスティクスビジネスユニット 住 所 東京都千代田区神田和泉町2番地</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,537,928 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	四番町保育園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	四番町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和元年度（令和2年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和4年9月15日「指名業者選定委員会」承認 6. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 イフスコヘルスケア株式会社 住所 東京都文京区後楽1-1-10
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,669,900 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子どもの遊び場運用業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	子どもの遊び場事業において、安全管理、道具の貸出し、遊びやスポーツの指導を主な業務とするプレーリーダー等業務を委託する。
選定理由	<p>子どもの遊び場事業を実施する際に、遊び場の管理運営や子どもの遊び相手等を行うプレーリーダーを配置している。プレーリーダーには、遊び場の安全管理のほか、近隣住民や公園利用者等との調整等の能力が必要である。また、子どもと一緒に遊ぶことや、スポーツをするため、子どもと気軽に密にコミュニケーションをとり、比較的孩子に近い年齢の者が業務を担うことが望まれる。</p> <p>下記の事業者は、区内大学において子どもと関わる活動を行うサークルのまとめ役として、上記要件を満たすプレーリーダーを擁しており、千代田区青少年委員会が主催する事業を例年受託するなど、区内での事業実績が豊富である。加えて、区内大学生を起用するなど昼間区民との協働はもとより、青少年健全育成の視点からも地道に前向きな取り組みを行っている。本件業務の各事項を個々に見れば業務を完遂できる事業者は存する。しかし、子どもの遊び場確保事業の実施目的を考慮すると子どもの健全育成には、各事項が同一事業者により完全に満たすだけの技量を持った事業者が求められる。このような技量のある事業者は、現時点において下記に示す事業者以外に存在しない。従って、下記の事業者を契約相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 一般社団法人 D&A Networks 代表理事 中田 弾 住所 千代田区二番町3-2
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,132,400 円 (消費税を含む) ※ 18,132,400 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	千代田区教育委員会 子ども部 子育て推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

255

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（4月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他（売却）</u>
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和6年4月1日
※契約金額	2,119,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

471

件名	資料作成業務（二七通り西）（第312号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計 測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	二七通りにおける資料作成業務を行うもので、令和5年度に下記業者が受託した「道路予備修正設計業務（二七通り西）（第309号）」に基づき関係機関協議・協議会支援を行うものである。
選定理由	<p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、設計条件が極めて高度かつ複雑なため同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、下記業者は令和5年度に契約した「道路予備修正設計業務（二七通り西）（第309号）」の受託者であり、測量及び道路設計等で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、関係機関や地元関係者等との協議を継続的に行っていることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、令和5年度の業務成績は良好である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社建設エンジニアリング</p> <p>住所 東京都千代田区神田佐久間町三丁目15番地</p>
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	2597,100 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田保健所自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 TKテクノサービス 住所：千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	^{令和} (平成) 6年 4月 1日
※ 契約金額	517,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	ちよだアートスクエアにおける自家用電気工作物の保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ちよだアートスクエアにかかる自家用電気工作物の保守点検及び自家用電気工作物高圧受電設備の清掃業務
選定理由	<p>本業務は毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務履行を確保できるものである。</p> <p>下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 TK テクノサービス</p> <p>住所 東京都千代田区西神田1-2-4</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	713,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立麴町仮住宅 自家用電気工作物保安管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。また下記事業者の令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 TKテクノサービス 住 所 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	158,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	旧万世橋出張所・区民会館 自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	施設の自家用電気工作物が関係法令に適合し、常時正常な状態で機能するよう機器の維持管理を行う。
選定理由	本業務は、毎月、各月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3カ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積もり競争により、令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好のため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 TK テクノサービス 住所 東京都千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	308,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部安全生活課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

559

特命随意契約理由書

件名	自家用電気工作物保安管理業務（第707号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 TKテクノサービス 住 所：千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,262,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉橋出張所・区民館に設置されている自家用電気工作物の点検等の保安管理業務
選定理由	<p>本業務は、隔月、及び定期点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。</p> <p>下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社TKテクノサービス</p> <p>住所 東京都千代田区西神田一丁目2番4号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	317,130 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	九段中等教育学校 自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回の精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、競争入札により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 TKテクノサービス 住所：東京都千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,012,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。下記業者は、見積競争により、令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社TKテクノサービス 住所 東京都千代田区西神田1丁目2-4
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,627,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	万世橋出張所・区民館 自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	万世橋出張所・区民館に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 TKテクノサービス 住所 千代田区西神田1丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,227,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	地域振興部 万世橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

559

件名	富士見出張所・区民館 自家用電気工作物保安管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	<p>本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。</p> <p>下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称： 株式会社 TKテクノサービス</p> <p>住 所： 千代田区西神田一丁目2番4号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	171,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	地域振興部 富士見出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	神田公園出張所・区民館自家用電気工作物保安管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	<p>本業務は、毎月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。</p> <p>下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 TKテクノサービス</p> <p>住 所 千代田区西神田1丁目2番4号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	277,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	神田公園出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	飯田橋車庫（車庫棟）自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。(他施設との集合契約)
選定理由	本業務は、隔月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 TKテクノサービス 住所：千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	171,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所 (飯田橋車庫)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

559

件名	飯田橋車庫（管理棟）自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。(他施設との集合契約)
選定理由	本業務は、毎月及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 TKテクノサービス 住所：千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	264,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部千代田清掃事務所 (飯田橋車庫)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	三崎町中継所自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内施設に設置されている自家用電気工作物について、定期的な点検、測定、及び試験を行い、安全かつ安定した稼働の維持を目的とし、保安管理業務を委託する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年度継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社TKテクノサービス 住所 千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	280,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	「神保町ひまわり館」自家用電気工作物保安管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「神保町ひまわり館」の自家用電気工作物について安全な運用を確保するため、電気事業法に基づき当該業務を合理的かつ効率的に執行する。
選定理由	本業務は、毎月、隔月、及び年次点検の他、3年に1回精密点検を行うものであり、3ヶ年継続して同一業者に業務委託することにより、対象の区内施設全てを精密点検まで実施することとなり、確実に安定した業務の履行を確保できるものである。 下記業者は、見積競争により令和5年度の委託業者として選定された。令和5年度の業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社TKテクノサービス 住所 東京都千代田区西神田一丁目2番4号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	290,400 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 神保町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

495

件名	自動二輪車駐車場管理業務(第306号)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	主な業務内容は、区立神田花岡町自動二輪車駐車場において、①駐車場24時間監視業務(集中精算機等により駐車場管理システムを遠隔管理にて監視・確認)②料金収納業務③駐車場管理システム及び機器等の保守点検業務④利用者トラブル・支援対応業務である。
選定理由	1. 本駐車場における駐車場管理システムについては、開設時に下記業者の管理システムを導入し、整備を行なったものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備、システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。さらに、料金収納業務及び利用者トラブル・支援業務など人的対応を含めた総合的な管理運営業務を行うことで経費を節減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：日信電子サービス株式会社 住所：東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー15F
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	2,319,240 円(消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	千代田区 環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

462

件名	修理等軽作業業務（家具等修理業務）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	リサイクルセンター鎌倉橋等で再生家具として展示販売を行うため、粗大ごみとして排出された家具等の修理業務を委託する。
選定理由	<p>本件は、粗大ごみとして排出された物をリサイクルセンター鎌倉橋等で展示・販売するため、修理・再生を行う業務である。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南一丁目 6 番 10 号</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	<p>※<u>単価</u> ^{1241,856} 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

462

件名	「広報千代田」5日号等の発送等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「広報千代田」を1号につき550件程度封入・封緘し、郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する作業。あわせて、区立施設をはじめとした公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する作業。
選定理由	<p>本件は、広報広聴課内における「広報千代田」の郵送希望者、区政関係者、官公署、報道機関などに送付する業務と、公共施設等に最新号の「広報千代田」を補充しバックナンバーを整理する業務を円滑に行うため、「広報千代田」5日号等の発送業務等を行うものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住所 千代田区九段南一丁目6番10号かがやきプラザ4階</p>
※ 契約年月日	令和6年4月 / 日
※ 契約金額	<p>647,292 ※単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</p>
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	政策経営部 広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	住居表示管理システム保守管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	本業務は、住居表示台帳の維持管理や住居表示に関する証明書等の発行機能を搭載した住居表示管理システム（以下「本システム」という。）の正常な稼動維持及び円滑な運用のため、システムの保守管理を実施するものである。
選定理由	導入年度 令和元年度 下記業者は、本システムの開発業者であり、本業務は既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になり、また、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が出来ない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社 名： 株式会社丸菱行政地図 住 所： 東京都台東区池之端二丁目5番41号
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,177,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
担当課	地域振興部コミュニティ総務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

441

件名	出勤確認用 IC カードリーダー等の保守
種類	委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>出勤簿の電子化に伴い、職員の出勤記録は IC カードを利用した所定の操作によって行い、その情報をもとに職員勤務状況等にかかる事務を処理している。</p> <p>当該事務を正常かつ安定的に稼働させるため、IC カードリーダー等の保守を委託する。</p>
選定理由	<p>出勤確認用 IC カードリーダー機器は、下記事業者が平成 19 年度に設置したものである。本保守業務については、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>令和 5 年度の業務成績は良好なため、引き続き令和 6 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 アマノ株式会社</p> <p>住所 〒112-0004 文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 3 階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	799,920 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日
担当課	政策経営部人事課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

487

件名	商工融資システムに係る保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	商工融資システムを円滑に運営するため、各種障害時に迅速に対応する保守業務を行う。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年1月30日付 4千地商観発第403号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要領第8条第4号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に選定する。
契約の相手方	<p>名称 株式会社オレンジアーチ</p> <p>住所 東京都足立区千住1-11-2</p> <p>北千住Vビルディング7階</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,133,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

289

件名	小学校教師用前期指導書の購入
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	小学校教科書の採択替えがあったため、教員用の指導書を一斉に購入する。
選定理由	教科書及び指導書については、公共性の高さから安定的で迅速且つ正確な供給が必要である。そのため各教科書発行会社は各地区ごとに特定の民間業者と供給契約を交わして、需要数の把握、学校への配送、返送、需給調整などを行っている。 今回も、大量の指導書を短期間で各学校に供給しなければならない。確実な業務の遂行のため、千代田区の特約供給所である下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地：東京都大田区南千束1-12-4 名 称：東京教科書供給株式会社
※ 契約年月日	令和6年4月1日
※ 契約金額	19,153,420 円 (消費税を含む)
納入期限	令和6年4月19日
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

206

件名	昇降機等定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築基準法第12条第3項の規定に基づく、昇降機等定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査、データ管理等に関する業務を行なう。
選定理由	昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の昇降機等定期検査報告にあたって、昭和48年10月に東京都昇降機安全協議会が設立された。当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、報告書の予備審査、データ管理等の業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会 住所 東京都渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル2階
※ 契約年月日	令和6年4月 / 日
※ 契約金額	3,471,960 円 (消費税を含む) ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

523

件名	昌平小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	昌平小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好な業務成績のため 5. 更新 令和5年8月17日「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても 下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町3-20
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	21,876,800 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	昌平幼稚園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	昌平幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度（令和4年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好のため 5. 評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国1-10-7
※ 契約年月日	令和 6年 4月 1日
※ 契約金額	12,025,200 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

282

件名	証明書コンビニ交付システム運用・保守業務
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	コンビニ交付システムの運用保守業務を委託する。
選定理由	<p>1 導入年度 平成 30 年度 (平成 31 年 2 月開始)</p> <p>2 継続年数 6 年</p> <p>3 評価 業務成績良好のため</p> <p>4 コンビニ交付システム (戸籍部分は除く) は下記業者が構築しており、当該システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p style="text-align: center;">以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 2 7 6 - 6</p>
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 / 日
※ 契約金額	16,344,900 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	障害者アート支援事業運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所	
概要	本事業は、障害のある人となない人が多様な視点から共に活動・体験し、新たな創造性が生まれる場をつくることで文化振興を図る事業である。本件では、交流活動の一環として幅広い参加者を募り、美術や音楽、身体表現によるワークショップを実施。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年3月17日4千地文振発第549号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項8条第1号 3 継続年数 2年 4 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和6年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 愛成会 住所 東京都中野区中野 5-26-18
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,799,957 円（消費税を含む）
契約期間	令和6年4月1日から令和7年2月28日
担当課	文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	障害者コミュニケーション支援事業
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	障害者の日常生活を支援するために、聴覚・音声・言語機能障害者の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記者及び音訳者を千代田区障害者コミュニケーション支援事業実施要綱第6条により委託契約を締結する。
選定理由	本業務は、通称「障害者総合支援法」による地域生活支援事業の一つであるため、契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者は特定される。都道府県単位で連携をとって、手話通訳者を派遣できる事業所が限定される。 なおかつ、近隣区で手話通訳と音訳を実施している事業所を有している事業者が限定される。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 ホープ 住所 千代田区富士見2-3-7
※ 契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,877,900 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

423

件名	障害者の新たな就労機会創出業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	分身ロボット OriHime を活用することにより、外出が困難な重度障害者の就労機会を創出し、周知啓発する。
選定理由	<p>本業務はパソコンやスマートフォン等の操作により自宅において短時間でも就労できる分身ロボットを活用することにより、就労意欲がありながら外出が困難な重度障害者の就労機会を創出し、企業や事業所に広く周知するものである。</p> <p>本事業者は分身ロボット OriHime の開発事業者であり、その保守やロボットを操作するパイロットの育成を行うことができる唯一の事業者である。故障があった際の対応においても本事業者のみ速やかな修理対応や代替機の配置が可能である。</p> <p>以上の理由から、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社オリィ研究所</p> <p>住所 東京都中央区日本橋本町三丁目8号3号</p>
※ 契約年月日	令和6年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,898,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
担当課	保健福祉部 障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。